

## シンポジウムの舞台裏

——出遭いと縁——

交 告 尚 史

二〇〇一年一月二三日、三時にはまだ間がある。鹿兒島は鶴丸城址近辺の一角。菌さんたちが待機する「作楽」をようやく探り当てて安堵する私。そのとき背後から私の名を呼ぶ声。振り向いた先に山田隆夫弁護士の硬い笑顔があつた。

「三時半の判決言渡は異例ですよ。」裁判所に向かう道すがら、山田さんが静かに言う。



・・・裁判所は、既に検討したとおり、「原告適格」に関するこれまでの立法や判例等の考え方に従い、原告らに原告適格を認めることはできないとの結論に達した。しかしながら、個別の動産、不動産に対する近代的所有権が、それらの総体としての自然そのものまでを支配し得るといえるのかどうか、あるいは自然が人間のために存在するとの考え方をこのまま押し進めてよいのかどうかについては、深刻な環境破壊が進行している現今において、国民の英知を集めて改めて検討すべき重要な課題というべきである。原告らの提起した「自然の権利」（人間もその一部である「自然」の内在的価値は実定法上承認されている。それゆえ、自然は、自然の固有の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格がある。これを実効あらしめるため、自然の保護に対し真摯であり、自然をよく知り、自然に対し幅広く深い感性を有する環境NGO等の自然保護団体や個人が、自然の名にお

いて防衛権を代位行使し得る。)という観念は、人(自然人)及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠組みのままでも今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起したということが出来る。

(奄美「自然の権利」訴訟・平成一三年一月二二日鹿児島地方裁判所民事第一部判決八五、八七頁)

## 一 はじめに

二〇〇〇年一月一日、当研究所の主催で、シンポジウム「自然保護と法——アマミノクロウサギ『自然の権利』訴訟の問いかけるもの」が開催された。私はその企画者であり、当日は司会を務めさせていただいた。ここに当日の記録を掲載する運びとなり、仕事の納めとして何か企画者の弁を語るよう求められている。こうした場合、責めを塞ぐうえでの常道は、やはりかくのごとき構想に至った背景を明かすことであろう。

法学研究所の運営委員会から二〇〇〇年度のシンポジウムを環境をテーマにして企画するよう依頼されたとき、真先に自然保護のことを考えたのは、私にとってはまさに自然な成行きであった。ここ数年環境法の講義を担当しており、自らの関心に忠実に、自然保護の分野に力を入れて教えてきたからである。ただ、アマミノクロウサギ「自然の権利」訴訟に着目したことについては、ずいぶんいろいろな要因が重なり合っていて、簡単には説明できそうもない。そこで、とりあえず関係すると思われる出来事をいくつか時間の流れのなかに配置してみた。

なお、シンポジウムの副題にアマミノクロウサギ「自然の権利」訴訟と表記したのは軽率であった。原告として立てられた動物はアマミノクロウサギだけではないし、またこの訴訟の意義は動物を原告にしたことに留まるものではないからである。そこで、以下では、後掲の山田隆夫報告に従い、原則として奄美「自然の権利」訴訟という呼称を用いることにする。

## 二 奄美「自然の権利」訴訟と私

奄美「自然の権利」訴訟が一九九五年二月に提訴されたとき、アマミノクロウサギなどの野生生物が原告になっているということで、東日本の新聞でもかなり大きく報道された。とうとう日本にもこういう時代が来たのかと、感慨に耽りながら読んだことを覚えている。同じ年の六月二十八日、「神奈川の自然と環境を守る連絡会」の設立総会で、奄美「自然の権利」訴訟弁護団の籠橋隆明弁護士が「アマミノクロウサギは何故裁判をおこしたか」という題名で講演をされた。今その折のレジュメを広げてみると、自然の権利の思想史的系譜や哲学的課題といった項目が並んでおり、ずいぶん格調の高い報告であったことが偲ばれる。私は会場で頒布されていた訴状を一部求めて帰り、それを手がかりにして、関係する文献をいろいろ読んでみた。ディープエコロジーなるものに関心を抱いたのもこのころからであったと記憶する。私は、学習した事柄を直ちに環境法の講義に取り入れた。それ以来毎年、奄美「自然の権利」訴訟のこともディープエコロジーのことも、かなり詳しく語って聴かせている。

その後一九九七年の九月より一年間、私は本学の在外研究員としてスウェーデンのウプサラ大学に遊んだ。滞在中、研究の力点は行政法の方に置いていたが、環境法研究者とも交流し、彼らの助言を得つつ環境倫理に関する文献を収集した。ディープエコロジーの元祖とも言うべきアルネ・ネスの主著を古書店で見つけたときの喜びは忘れられない。

一九九九年の一月のこと、上野動物園内のホールで、「南の島の黒いウサギ―アマミノクロウサギの生態と保護」という講演を聴く機会があった。講師は農水省森林総合研究所の山田文雄氏である。山田氏はアマミノクロウサギの研究者で、個体に取り付けた発信機を頼りに生態を調査しておられる姿をそれ以前にテレビで拝見していた。アマミ

ノクロウサギの場合一匹のメスが産む仔は一匹であることが多いとか、奄美大島には三つの高密度分布域があるがそれぞれ別の個体に交流はないらしいといった話など、今でもはつきりと覚えている。私が迂闊にもアマミノクロウサギ「自然の権利」訴訟と呼んでしまったのは、この講演でも「自然の権利」訴訟の話が出てきたことと、アマミノクロウサギの生態に関する説明の強烈な印象とが結び付いたせいかもしれない。

こうして私は奄美「自然の権利」訴訟にますます親近感を覚えたのであるが、自分が直接この訴訟を支援するとうようなことは考えてもいなかった。

### 三 山田弁護士からの電話

山田文雄氏の講演を聴いてから数ヶ月後、もう七月に入っていただろうか。大阪弁護士会の山田隆夫弁護士から研究室に電話がかかってきた。奄美「自然の権利」訴訟に関する事柄について、私の意見を求めてこられたのであった。この事件は、アマミノクロウサギなどを原告に立てた段階はすでに終わって、調査活動に真摯に取り組んでいる個人と環境保護団体の原告適格に焦点が移っていた。当時山田弁護士は、奄美「自然の権利」訴訟弁護団の主要メンバーとして、そうした原告適格を肯定する方向での理論構成に腐心されていたのである。

山田理論の核心は、フィールドワークの真摯性を基点とし、人間と自然との関係性を探究する営為のなかに、保護されてしかるべき主観的な利益を見出すところに特色がある。ただ、それが行政事件訴訟法九条にいう「法律上の利益」に当たるかどうかが問題で、山田さんは、憲法、環境基本法、国際条約、通達などを援用して緻密な議論を展開しておられた。しかし、どうももう一つ決め手に欠けるので知恵を貸して欲しいということであった。私は無い知恵を絞って、自然環境保全法を活用する論法を提案した。思うに、弁護団の方では、そんな論法はとうに検討済みであ

ったことであろう。しかし、山田さんは率直に感謝の意を表され、以来準備書面などを送って下さるようになった。私は山田さんの筆になる準備書面を克明に読み、また山村恒年・関根孝道編『自然の権利』（信山社、一九九六年）収録の山田論考に目を通し、山田さんの誠実な仕事振りに感服した。実に様々な分野の文献を渉猟し、それを消化し、得られた知識を結び合わせて、これでもかと論理を組み立てていく。とくに法哲学研究の成果を活かす知恵には、山田さんの思考力のたくましさを感じてしまう。私は、これは軽々な態度では近寄れないぞと気を引き締めた。

#### 四 シンポジウムの企画

一九九九年の一月にシンポジウムの企画の依頼があり、私は自然保護の分野を取り上げることが前提にそれを行った。その頃には山田弁護士と私との「関係性」はかなり密になっていたので、早速山田さんに相談を持ち掛けてみた。すると首尾は上々で、奄美「自然の権利」訴訟に携わるなかで思索を巡らした事柄を語って下さるといふ。これで図らずも企画の芯が出来上がった。あとは、それに誰のどういう報告を組み合わせるかである。山田さんの助言もあって、異なる分野の人を集めることにした。

まず、取消訴訟の原告適格という論点から離れるわけにはいかなかったので、行政法学者が必要なことは明らかである。この方面では北海道大学の畠山武道教授以上に好適な人物は考えられないということで、山田さんも私も意見が一致した。そこで、恐る恐るご意向を伺ってみたところ、引き受けたとの返事をすぐに頂戴した。そのころ畠山先生は、生態系管理を可能にするような法制度の国際比較研究を進められていて、初年度は北欧への調査旅行を予定されていた。その要員としてスウェーデン帰りの私を引き込むべく思案されているところに私の方から飛び込んで行ったわけ

で、畠山先生としても好都合であったに違いない。

山田理論の骨組は法哲学研究の成果に負うところが大きいので、法哲学者も落とすことができない。この分野もそれほど迷うことはなく、関西大学の竹下賢教授に決まった。山田さんをはじめ弁護団の面々は、竹下教授の環境国家論を詳細に研究されたと聞く。私は、つい先頃まで同僚であった法哲学の大野達司氏（現法政大学教授）に依頼して、竹下先生のご意向を打診してもらった。竹下先生は「それは行かざるまい」とおっしゃった、大野氏がそう語るのを聞いて、私は我が運勢の上げ潮を確信したものである。

生態学者を報告者に加えるというのは、全くの私の発案である。しかし、松田裕之氏という人を得ることができたのは、本学法学部の後藤仁教授のご努力に依るところが大きい。後藤教授は情報公開法の立案に関わられた方である。情報公開法と言えば、「説明責任」が鍵概念であることは周知の事柄であろう。後藤教授は、その説明責任なる語を数理生態学者である松田さんが新聞記事のなかで用いていることに大いなる好奇心を覚えられ、ご自分も運営委員を務められる市民立法機構のシンポジウム（二〇〇〇年五月一三日開催）に松田さんを招待された。そして、松田さんのお話の聞き手に私を指名された。私はそれまで生態学の世界に知己はなく、私の企画に乗って下さる生態学者をどのようにして探したのかと途方に暮れていたもので、松田さんに巡り合えたのは誠に幸運であった。私がこの機会を逃さなかったのは当然である。なお、この対談に臨むに当たり、私は松田さんの著書『共生』とは何か』（現代書館、一九九五年）を通読した。この書物はどなたに薦めても高い評価が返ってくるなかなかの好著である。

このようにしてようやくシンポジウムの骨格が定まった。まず山田さんに日頃の思索の成果を披露していただき、それに他のお三方がそれぞれの分野から斬り込むという進行を辿ることになる。そういう趣旨を各報告者にお伝えし、他の報告者のお書きになっている論考を集めてお送りした。二〇〇〇年六月五日のことである。それ以降、諸氏

それぞれ多忙を極めておられるなか、よく趣旨を汲んで立派な報告を準備して下さいました。厚く御礼申し上げます。

## 五 奄美大島探訪

山田弁護士から諒解の返事をいただいた頃、環境法分野の先達である清水誠教授に大体の構想をお示ししたところ、現場を見ない議論は危険だとおっしゃられた。私も常々そう考えていたので、奄美大島体験学習の費用を法学研究所の予算に計上していただくことにした。幸いこの案は了承され、奄美大島までの小さな旅行が可能になった。折りからアルピニストの山田徹教授が体験学習に関心を示されたので、二〇〇〇年五一九日から二一日まで二泊三日の日程で二人して羽田を立った。

奄美大島を訪れたなら、ただ現場を観察するだけでなく、奄美「自然の権利」訴訟の原告になっておられる方々が当地でどのような活動をされているのか、それに地元環境保護団体である「環境ネットワーク奄美」はどのような組織なのかを調べてみたい。そう思いつつ山田さんが送って下さった準備書面に目を走らせたところ、環境ネットワーク奄美の代表者である藺博明氏の名と住所を見出せたので、早速手紙を書いて案内をお願いした。

空港出口に私の名を書いた紙を持って立つ藺さんの姿があった。藺さんはすぐその足で我々を龍郷町のゴルフ場開発予定地まで案内して下さいました。途中、大阪大学系のサルの研究所で頑丈そのものの四輪駆動車に乗り換えたが、その車はアマミノクロウサギ研究者の山田文雄氏が島に滞在して調査される際に利用されるものであった。なるほどこの車でなければ駄目だと得心できる道突き進んで、とうとう現地に到着した。そこで我々は、そのゴルフ場開発計画が、一つの大渓谷を両側上方から土を落とし込んで平地にするという凄まじいものであることを教えられた。たしかに現場を見ない議論は危険である。

蘭さんは、朗らかに談笑しつつも、我々をハブから守るべく神経を張り詰めておられた様子である。この面でも我々は良き案内者を得たことを感謝しなければならない。ところで、私自身は、このときの蘭さんのお話から実にいろいろなことを学んだ。ここでは、一点だけ水溜まりのビオトープのことを書いておこう。奄美大島のような降雨量の多いところでは、水溜まりにも島固有のカエルのビオトープとして大きな意味が認められるということである。私は、環境法の講義を準備するなかで、ラムサール条約の湿地概念には一時的な水溜まりも含まれるということを知識としては身につけていた。しかし、私の生活感覚では、水溜まりにどれほどの価値があるのか本当には理解できていなかった。奄美大島では、もしゴルフ場に至る山道を舗装するなら、数多くの貴重なビオトープを潰してしまうことになるのである。

蘭さんは我々をホテルに送り届けた後一旦帰宅されたが、夜半に再び来訪されて、これまで書き溜めてこられた文章をいくつか進呈して下さった。深更、そのうちの「復帰後の奄美の開発と自然・社会環境の変容」と題する一文（一九九九年一月三一日付）に視線を落としていたところ、「水や山おかげ、人は世間おかげ」、それに「ムングトウヤナナディサキカンゲレイヨ」（ものごとは七代先を考えるんだよ）という島の古老の教えに触れた箇処が冴えて浮かんた。環境法の講義で「環境の世代間共有性」などと固い言葉で教えているものを、島の人たちは体で感じ取ってきたのではないだろうか。そんなふうには考えながら、私は二つの言葉をしばらく眺めていた。

読者はこの後山田弁護士の記事を読まれるわけであるが、その最後の方に、弁護団の面々がこれら二つの奄美の言葉を非常に大切にされてきたということが書かれている。私は、シンポジウムの当日、山田さんの話がここに及んだとき、何か温かなものが胸底から湧き上がってくるのを感じた。それは、もう久しく感じていない懐かしい感情であった。島の人々の熱き想いに応えて献身的に活動しておられる弁護団諸氏の精神を私も共有しているように思われて、



その一体感が嬉しかったのであろう。

鳥滞在二日目、菌さんはお父上の健康が懸念されたので、代わってお仲間の恵沢岩生氏が住用村のゴルフ場開発予定地を案内して下さった。現地に着いて車を降りると、恵沢さんは大鎌を振るって草を払い、道をつけながら、我々を導いて行かれる。裁判官の一行も、現場検証でその辺りまで入られたそうだ。

なお、平成二十一年四月三〇日に当裁判所が行った検証においては、別紙図面2のとおり、開発予定地から約一ないし二キロ離れたX地点及びY地点付近並びにZ地点付近においてアマミノクロウサギの糞を確認した。(奄美「自然の権利」訴訟・平成二十一年一月二二日鹿児島地方裁判所民事第一部判決八二頁)

残念ながら我々はアマミノクロウサギの糞は発見できなかったが、爪の引っ掻き痕と薄原の通り抜けループを指し示していただいて、なるほどこれがそうかと思はらく見遣った。教えられなければ見過ごしたはずのものである。恵沢氏はまた道々植物に関する知識を伝授して下さいましたが、「植物は難しくてなかなか覚わりません」と呟いたときのお返事が未だに忘れられない。「月に一度でも森に入って森と対話しないとね。」

原告らは、フィールドワークを続けることで、生物多様性とは、多くの生物がともにあってそれぞれが生き、生かされている関係にあることを実感し、人間も又自然の中にあつて自然との関わりにおいて存在しうることを、人間同士の関係も自然との関わりの中で成り立つことを精神的深みにおいて捉えることが可能となった。(平成二十二年一月二四日付の事実整理・原告案一〇五頁)

## 六 判決言渡

奄美「自然の権利」訴訟は一九九九年の暮れに弁論終結となったので、二〇〇〇年の三月には判決が出るだろうと弁護団は予測していた。しかし、一向にその気配がないままに夏が過ぎ、秋が来て、とうとう我々のシンポジウムの期日となった。もし判決が先に出ていたなら、この企画がもっと注目を浴びて、もっと多くの方が参加して下さったかもしれない（実際の参加者は約七〇名）。

暮れになって、判決言渡期日が一月二二日に決まったという知らせが蘭さんから届いた。結局この訴訟の判決は、二一世紀の判決として残ることになったわけである。私は、蘭さんがシンポジウムに来て下さったのだから私も出向かなければと思い、鹿児島行の可能性を探った。判決言渡が三時半で、当日の朝に立てば間に合うというのは実に具合が良かった。

当日三時半、鹿児島地方裁判所二〇一法廷。遅く来て整理券を取れなかった傍聴希望者が一〇名ほど戸口に立たれている。弁護団長が掛け合った結果、一〇名の入室が許可された。傍聴席はすでにほぼ満席であったが、四人掛けの椅子に五人が詰め合わせて対応した。場が静まって、ついに裁判長の声が発せられた。「原告の訴えをすべて却下する。」予想どおりの結論である。理由の読み上げがあるのではないかと期待されたが、長文ですからあとでお読み下さいとのことであった。

形式的には敗訴であるが、原告の方々も弁護団も、裁判官が自分たちの主張をよく聞いて八八頁にも及ぶ判決を書いてくれたことを素直に喜んでおられた。しかも、原告の主張がかなり受け容れられている。記者会見の場で蘭さんは、「温もりを感じさせる判決」と評価された。もっとも山田弁護士は、緻密な判例分析を展開した部分への応答が

充分でないので、いささか不満を感じておられたのかもしれない。

記者会見の後、裁判所近くの飲食店「作楽」（さら）において、原告支援者の交流の場がもたれた。もちろん私も参加して、弁護団の諸氏をはじめいろいろな方と歓談した。アマミノクロウサギ（こと野上貴久子）さん（誰もが中原さんと呼んでいた）にもお目にかかることができた。また、東京農工大学の鬼頭秀一教授と面識ができたことは、私としては大きな喜びであった。鬼頭教授は『自然保護を問いなおす』（ちくま新書）を著された著名人である。「シンポジウムに行かれなくて残念でした」と言われて恐縮した。実は先生にもシンポジウムに出席していただきたくて、案内状をお送りしていたのである。

## 七 おわりに

山田隆夫弁護士は、神戸大学大学院での私の先輩である。同じ講義を受けたこともあったと記憶する。しかし、山田さんは司法試験のために進学されたわけで、そう何年も大学院に在籍しているわけにはいかない。背水の陣の生活であつたらうと推察する。私の方は、未熟な語学力で難解な外国文献に立ち向かわなければならぬ。お互い親しい関係を築くだけのゆとりを持たなかったと思う。やがて山田さんは見事司法試験に合格して、実務の世界に入つて行かれた。そして交流は途絶えた。

あれはいつのことであつたか、平成の年代に入っていたかどうか。私は、山村恒年弁護士（奄美「自然の権利」訴訟の弁護団にも名を連ねておられる）が主宰される行政訴訟研究会に出席するために、大阪は西天満の先生の事務所に向かつて急いでいた。その途中で、ばったり山田さんに出くわしたのである。これを機に、私たちは年賀状を交換するようになった。しかし、しばらく後に私が横浜に転居したこともあって、お目にかかる機会のないまま再び

ぶん長い月日が流れた。

そういうわけで、山田さんが弁護士になられて以降どのような生活をされていたのか、私は全く知る由もない。ところが、この度たまたま菌さんという人に出遭い、菌さんのお話を伺ったことで、山田さんの生き様の一端を垣間見ることができたように思う。「私は山田弁護士を尊敬しております。」菌さんは私に三度そう言われた。山田さんはきつと立派な生き方をされてきたに違いない、菌さんのきっぱりとした口調にそう思わせる力があつた。

奄美大島を訪問した折、ホテルの部屋で菌さんの書き物に目を通して、それが私の脳裡でいつも山田さんの準備書面と二重映しになることに気づいた。山田さんの文章が菌さんのその引き写しだというのではない。山田さんは、菌さんをはじめ島の方たちが語られた事柄をお粥になるまで咀嚼して、それを概念の器の中に流し込んでおられるのだ。山田理論の核である「関係性」は、菌さんたちの活動を冷徹に把握することで活きた概念になっているのである。先に山田理論の深い哲学性を指摘したが、それと今述べた事実観察の鋭さとが相俟って、山田理論を滋味豊かなものにしていくことは疑いが無い。山田理論のそうした特色は、目に見える山田さんの振舞いには、人の話にじっくり耳を傾けるといふ態度として現れることであろう。そういう態度に菌さんが魅かれたのだと私は確信する。

私にとってシンポジウムの企画は、山田さんとの再会の場であり、菌さんとの出遭いの場であつた。シンポジウムに協力して下さった他の方々にも、いろいろな出遭いがあつたように見受けられる。全国の「自然の権利」訴訟を支援されている「自然の権利」セミナーの佐久間淳子さんは、山田弁護士が松田裕之氏と神奈川大学で同席したということに何やら因縁めいたものを感じておられるらしい。その松田裕之さんは、アマミノクロウサギ研究者の山田文雄氏と親しい間柄なのだそうだが、わたしはそんなことは知らないで、お二人を別々にお呼びした。まだ何かその種の話があつたような気もしている。ともかく、いろいろな出遭いを生み、いろいろな縁を偲ばせて、シンポジウムは終

